

# おひとりさまの老後の助け

～単身高齢者を支える家族にかわる制度

後見人・信託・身元保証～



一般社団法人  
日本サンライフ終身身元保証協会

# 成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても自分でこれらのことをするのが困難な場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見人制度です。

(法務省HPより抜粋)

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見には後見、保佐、補助の3つの種類があります。任意後見制度（契約による後見制度）は本人に判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることに備え、公正証書を作成して任意後見契約を結び、任意後見受任者を選んでおくものです。

本人の判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときからその契約の効力が生じます。

(東京家庭裁判所HPより抜粋)



# 法定後見制度について

判断能力の程度など本人の事情に応じて3つの段階があります。

	対象となる人	申し立てをすることができる人	同意（取消）権の範囲	代理権の範囲
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	本人・配偶者・4親等内の親族・（※1）市町村長等 （※1）判断能力が不十分な方の身近に申し立てを行う親族がない等の場合で、「福祉をはかるため特に必要があると認めるとき」の申し立て権者とされています	日常生活に関すること以外の行為 （取消権）	財産に関するすべての法律行為
保佐	判断能力が著しく不十分な方		民法13条1項に定める行為 （※2）	申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（本人の同意が必要）
補助	判断能力が不十分な方		民法13条1項に定める行為の一部（本人の同意が必要）	申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（本人の同意が必要）

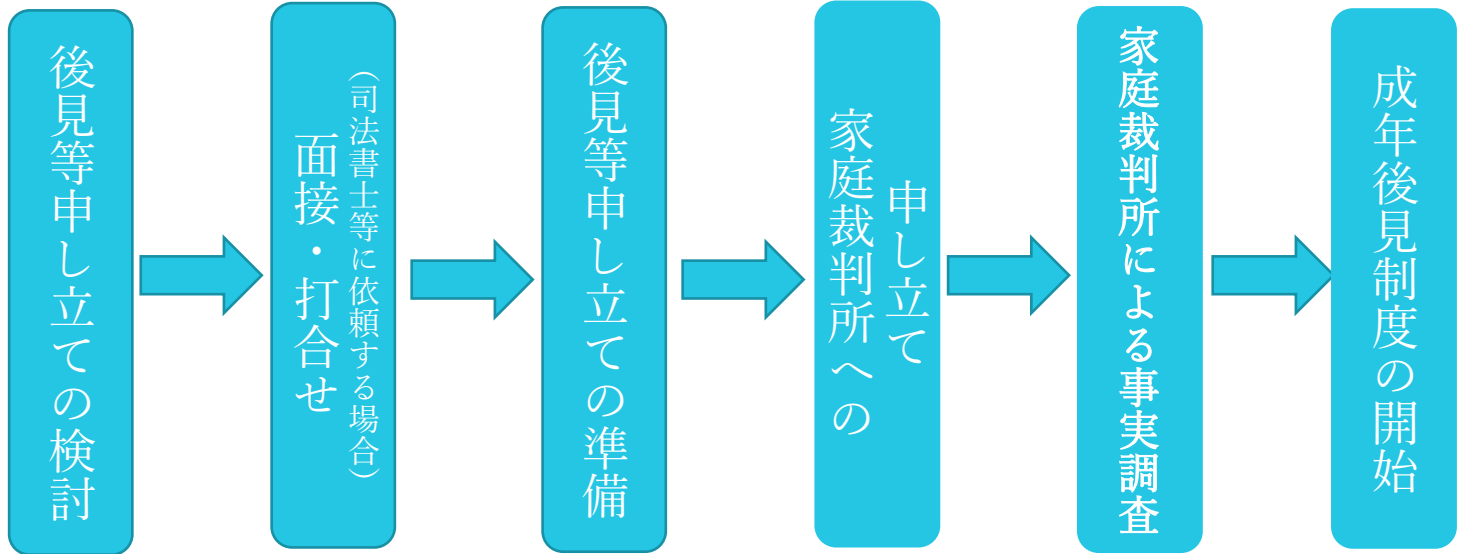
※2 民法13条1項にあげられている、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築等の事項をいいます。

【同意権】本人の行為に成年後見人等が同意することにより法律的に効果が認められることになり、同意を得ないでした契約は取り消すことができます。

【代理権】本人に代わって契約などの行為を成年後見人等がする権限をいいます。成年後見人等がした行為は本人がした行為として扱われます。

# 法定後見制度

申し立ての検討から後見開始までの流れ



・支援する人（後見人、保佐人、補助人）を誰にするのか  
 ・どのような内容の身上監護と財産管理を行うのか  
 ・書類の準備等を自分達で行うのか等を検討します

・司法書士等と本人、ご家族、支援する人等で面接を行います

・書類の作成  
 ・診断書の作成依頼（必要に応じて）

・申立書、必要書類、申し立てにかかる費用を用意し、家庭裁判所に申し立てを行います。

・家庭裁判所の調査官から申立人、本人、支援する人の候補者への事情の確認

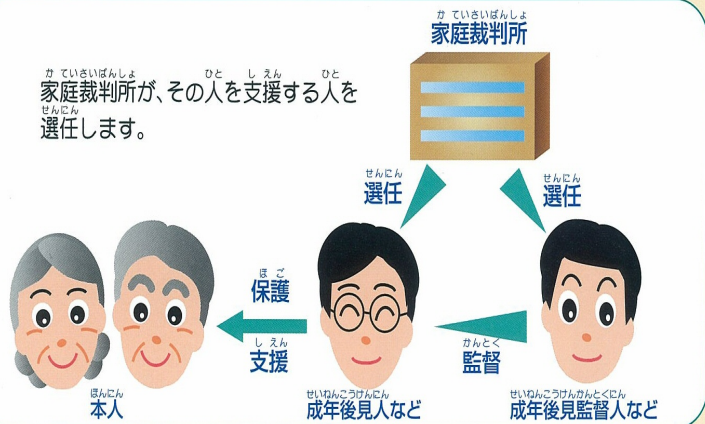
・精神鑑定や事実調査を経て、家庭裁判所が成年後見制度の利用について適格であると判断すれば成年後見制度が開始されます。

## 法定後見制度

こんなときに法定後見・・・

- \*相続で、遺産分割協議をしたいが、判断能力の十分でない相続人がいる。
- \*父の土地を売って、父の入院費にあてたいが本人が呆けている。

家庭裁判所が、その人を支援する人を選任します。

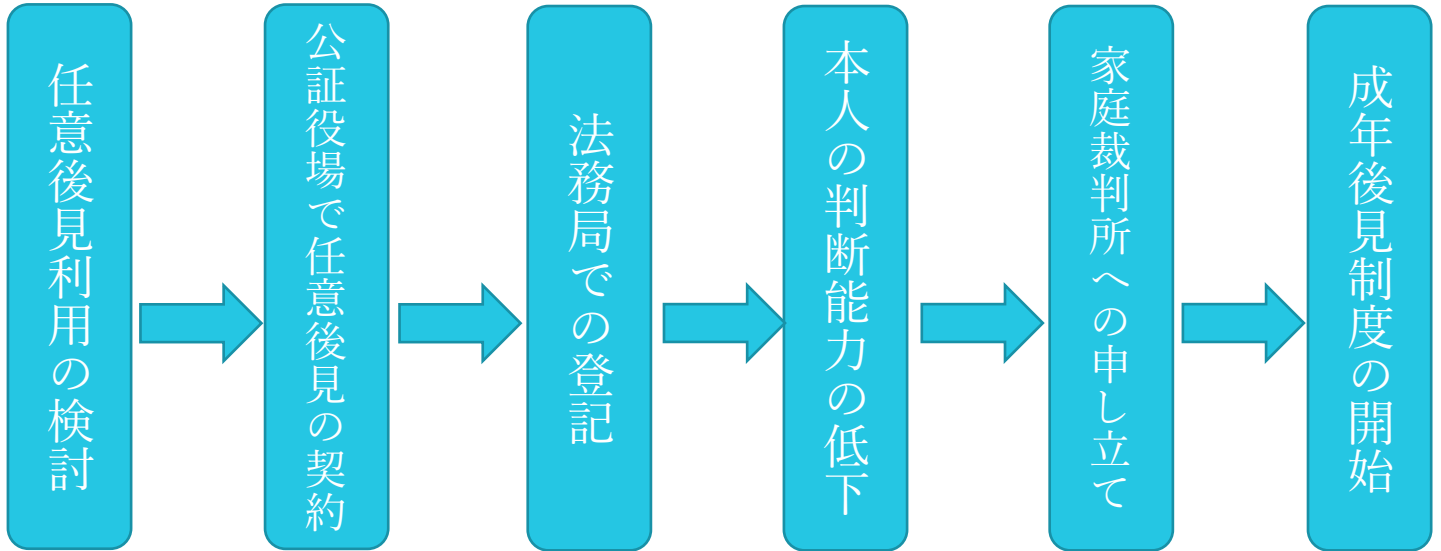


申し立て費用（後見の場合）

- ・申し立て手数料（印紙）： 800円
  - ・登記手数料（印紙）： 2,600円
  - ・郵便切手： 5,000円程度
- 精神鑑定が必要な場合は鑑定費が発生します（1万円～15万円程度）

# 任意後見制度

申し立ての検討から後見開始までの流れ



・支援する人（任意後見人）を誰にするのか  
・どのような内容の身上監護と財産管理を行うのか等を検討します

支援する人（任意後見人）と支援内容が決まったら、本人と支援する人、証人2人で公証役場へ行き、公証人立ち合いのもとで契約を結び、公正証書を作成してもらいます。

各自治体の法務局で任意後見契約について、支援する人（任意後見人）とその支援に関する権限の内容等が登記されます。ここで発行される登記事項証明書を家庭裁判所への申し立ての際に添付することになります。

認知症などにより本人の判断能力が低下

申立書、必要書類、申し立てにかかる費用を用意し、家庭裁判所に申し立てを行います。

家庭裁判所が成年後見の利用について適格であると判断すれば成年後見制度が開始されます。公正証書で決まっていた任意後見人がそのまま選任され、契約時に決められている支援内容に沿って様々な手続きが出来るようになります。

## 任意後見制度

こんなときに任意後見・・・

私の判断能力が十分でなくなったら、  
\*生活費は貯金から〇〇円使って下さい。  
\*障害を持つ私の子供の生活はこうして欲しい。  
\*必要な介護サービスの手続きをお願いします。

あなたが元気がうちに、あなた自身で、将来自分の判断能力が衰えたときに支援してくれる人・内容を頼んでおくことができます。

家庭裁判所



選任

任意後見監督人

監督

任意後見人

保護 支援

公正証書

契約

判断能力があるうちに



本人



任意後見人



任意後見監督人



任意後見監督人

# 成年後見制度

## 申し立てから後見開始までの時間

法定後見制度では家庭裁判所に申し立ててから後見が開始されるまで、平均で2～3ヶ月程度とされていますが、精神鑑定が必要な場合や家庭裁判所による事実調査等に時間がかかる場合があります、実際に後見が開始されるまでに1年以上かかってしまう事も少なくありません。

一方、任意後見の場合は既に締結された任意後見契約に基づくものなので申し立てから後見開始まで1ヵ月程度に短縮されます。



# 成年後見制度の注意点



- ・法定後見制度では申し立てを検討し始めてから実際に成年後見が開始されるまでの期間が半年から1年以上かかった事例も多くあります。また、任意後見制度は申し立てから成年後見開始までの期間は短縮されますが、申し立てに至るまでの準備期間がかかります。いずれにおいても、将来的に成年後見制度の利用が見込まれる場合は早めに準備しておく事が大切です。
- ・公的制度ではありますが無料ではありません。申し立てを弁護士等に依頼すると手数料で約20万円、それに加え鑑定書等の費用15万円程度が必要です。後見人、保佐人、補助人が選任された後には毎月報酬を支払わなくてはなりません。月額2万円程度が一般ですが、管理する財産が高額な場合は月額3～6万円程度と成年後見監督人に監督報酬を（月額1～3万円程度）合わせて、月額の利用料が10万円近くかかる場合もあります。
- ・原則として成年後見人は利益相反の観点から連帯保証人・身元保証人（身元引受人）にはなれません。
- ・親族の関わり、支援が必要です。後見人が選任されたあとは、すべて後見人の判断により財産等も保全されます。親族であっても後見人の決定には従うのが原則です。ご逝去後は親族間で思わぬトラブルにつながらないように注意が必要です。

# 信託とは

自分の大切な財産を信用できる人に託し、自分が決めた目的に沿って大切な人や自分のために管理・運用してもらう制度です。

信託の基本的な仕組みは

財産を信託された人（受託者）は財産を管理・運用し、そこから生まれた利益を委託者が指定した人（受益者）に渡します。

一般社団法人 信託協会HPより抜粋

そもそも信託とは・・・



① 自身（=委託者）の財産を、

② 信頼できる人（=受託者）に託しましょう  
という制度です。





# 信託の目的

○信託は主に次の4つの目的で利用されています。

・ためる、ふやす（資産運用）

「より効果的な資産運用を検討し、投資などで資産を増やす」

・まもる（資産管理）

「将来のため、老後の安定のために備える」

・つなぐ、ゆずる（資産承継）

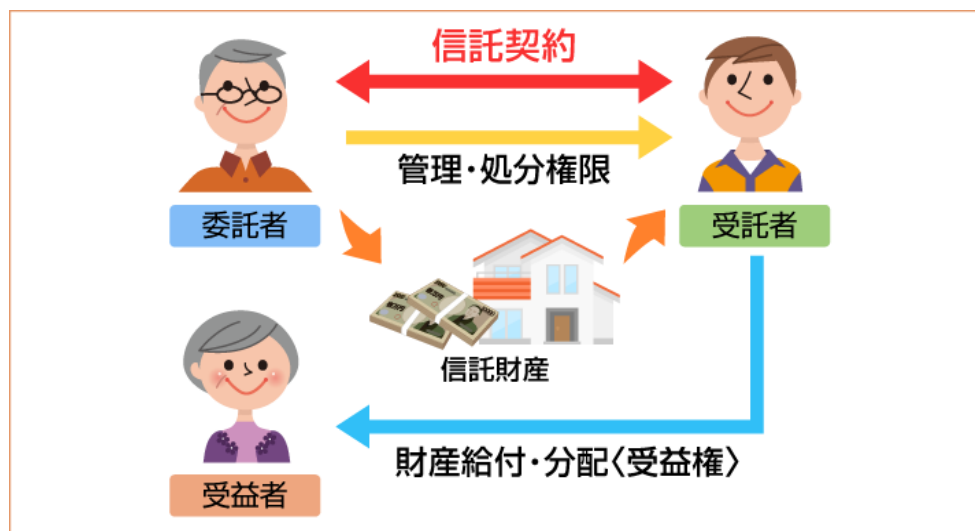
「自分に万が一のことがあっても家族の生活を支えたい」

・やくだてる（社会貢献）

「社会のために自分も何かしたい」

※終活における信託の目的は以下の二つが考えられます。

- ・資産管理
- ・資産承継



# 資産管理・資産承継信託の種類 (一例)

名称	概要
<u>金銭信託</u>	個人（委託者）の金銭を信託銀行等（受託者）に信託し、その金銭の管理や利殖の目的で運用したりする信託です。多くの方に幅広く利用されていますが、信託の内容によっては一般的な銀行のように自由に金銭を引き出す事が出来ない場合があります。
<u>遺言代用信託</u>	ご本人がご自身の財産を信託し生存中はご自身を受益者とし、お亡くなりになった後は配偶者やお子様等を受益者として定めておくことにより、財産の分配がスムーズに行われます。また年金等のように「月々〇〇万円を振り込む」と指定することもできます。
<u>生命保険信託</u>	保険金の受け取り者が未成年であったり認知症等の理由で財産の管理ができない場合に、「毎月一定額を口座に振り込む」と指定しておくことができます。ただし信託銀行等と契約を締結し、保険金請求権をあらかじめ信託しておかなければならない、など手続きが通常生命保険とは異なります。

# 信託の注意点



いずれの信託でも同様に、

- ・ 契約締結時や信託期間中の事務管理、信託財産を運用する際に発生する報酬の一部など多額の費用が発生します。
- ・ 取り扱い額が数千万以上からと定められている信託商品も多く、手数料が取り扱い額の1～3%程度と設定されているため多くの信託会社は契約した時点で100万円以上～と高額になる場合もあります。
- ・ 信託法により財産の保全は担保されていますが、そもそも取扱額が高額なことから数千万以上の資産がある方しか利用するメリットがありません。
- ・ 信託によって財産の処分に制限がかかるようなことにもなりかねず、思わぬトラブルをおこす可能性があります。

信託を利用される際にはご家族や専門家と十分に相談し、ご自身の考えに合ったものを選ぶことが重要です。

# 身元保証とは

もともと身元保証の定義は法律上、雇用契約における使用者と労働者の関係で使われていた物で、被用者が雇い主に損害を与えた場合に被用者に代わってその責任を負う、というものでした。

ですので、身元保証に関する法律は高齢者とその身元保証人に関して定義したものではなく、身元引受人、身元保証人という言葉のイメージから、病院や施設等に入所する際の高齢者の保証人的な立場を指すようになってきた、というのが現状です。

(内閣府の消費者委員会では、主に一人暮らしで身寄りのない高齢者を対象として、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを「身元保証等高齢者サポートサービス」として、また、こうしたサービスを提供する事業を「身元保証等高齢者サポート事業」と呼んでいます。)



# 身元保証人が求められる理由

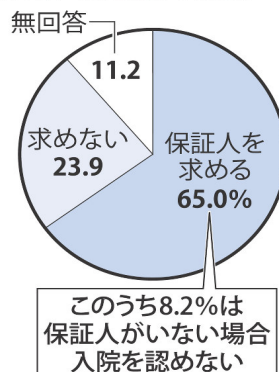
最近では病院への入院、福祉施設や賃貸住宅への入居などの際、必ずといっていいほど身元保証人を指定するよう求められます。

その理由としては・・・

- ・入院費や利用料、家賃などの支払いが受けられない時に保証してもらうため
- ・認知症などの理由で各種手続きを本人が行えないときに代わりに行うため
- ・消費者保護法の観点から契約を締結するにあたり説明責任を十分に果たすため
- ・病院や施設では行えない日常の支援（必要品の買い物や外出時の付き添い、金銭の管理など）のため
- ・緊急時や、ご逝去された際に身元を引き取ってもらうなどが挙げられます。



## 入院時の身元保証人を巡る医療機関の対応



※厚生労働省研究班調べ。四捨五入のため合計は100%にならない



# 身元保証等高齢者サポートサービスの種類 (一例)

種類	内容
身元保証サポート	入退院や入退去時の身元保証人となり、ご家族の代わりに書類作成や入院・入居準備を行ったり、行政機関への各種手続きの代行などを行います。
財産管理サポート	ご自身に代わって預貯金等の財産を管理します。また認知症などの理由で電気・ガス・水道など月々の支払いが行えない場合などにはその代行を行います。
日常支援サポート	ご家族に代わって、お買い物の代行を行ったり外出時の付き添いなどを行います。1時間あたりの金額が設定されているのが一般的です。
葬送支援サポート	身寄りがない方や親族と疎遠な方など、ご自身の葬儀を頼める方がいない場合にご遺体の引き取りから火葬、葬儀、納骨までを行います。
死後事務サポート	電気・ガス・水道・電話回線などの利用停止手続きや入居していた施設・賃貸住宅の退去手続き、家財道具・ご遺品の引き取りなどを行います。

# 身元保証の注意点



- ・身元保証サービスは介護保険や医療保険、後見人制度等の国が行う公的なサービスとは違い保険外サービスとなり、全額自己負担のため、金銭的な助成を受けることはできません。
- ・身元保証サービスを行う会社は全て民間企業であり、サービスの内容も、多種に亘っています。

主に

「司法書士等が主体の相続等の法務関係に手厚い会社」

「葬儀社が主体の葬送支援に手厚い会社」

「福祉施設主体の福祉サービスに手厚い会社」

の3種に特化した形態が多くみられます。契約の内容によっては費用も高額になる場合も多く、契約前に‘何をしてもらいたいのか’をしっかりと選ぶ必要があります。

- ・身元保証サービスを行う会社の多くは、倒産した場合の補償がありません。

# 事例紹介

入居身元保障サポート





<b>Y様 79歳 女性</b>	<b>家族状況（同居の有無など）</b> 独居 9人兄弟の4番目で兄弟はいるが、50年以上連絡を取っていないため現況は不明。
<b>心身健康状況</b> 八戸市民病院で糖尿病、心臓病の治療中だったが中断。他に白内障の治療も中断	<b>経済状況</b> 預金30万円。年金（約8万円）で家賃、医療費、光熱費、食費の出費
<b>内容</b> ご本人様と高齢者支援センターよりご相談。入居先のアパートから2週間以内に立ち退かなければならず、引っ越し先確保の為身元保証人が必要とのご相談であった。 ご相談当時の家賃は大家さんが古い友人ということで1.7万円。引っ越し先はなかなか同程度の家賃は難しく2.5～3万円で探していた。しかし身元保証人がいないと難しいという理由で希望とする物件が見つからないでいた。 ギリギリの状態での生活であったため身元保証を契約するとなると、月々の保証料で生活を圧迫してしまうことから難しい状況であった。他に頼り先がないか再度確認したところ、結婚歴もなく、親族とは50年以上一切連絡を取り合っておらず近くに頼れる身寄りがないため他にあたるのも厳しいとのことであった。 身元保証の契約を行うにあたり、現在の資産状況から困窮状態であるとみられたため高齢者支援センターとともに生活福祉課へご相談。立ち退きの方も緊迫している状態だったこともあり、保護が決定し生活基盤が確立できれば保証料も支払えるよう月々の収支計算、生活プランを作成、各機関と協議を行い同時進行で契約を締結した。 その後すぐに物件探しを行い、現在は新居で生活することができている。	

## ◎日本サンライフ終身身元保証協会に対応できること・できないこと

できること：《身元保証サポート》行政や事業所等とのやりとり、サービス等契約時の保証、連帯保証  
 《日常生活支援サポート》物件探しの依頼、賃貸借契約の立会、各種手続き代行、賃料や利用料の滞納、入院時や手術時の立会い、通院付き添い

できないこと：口座からの出金、医療侵襲行為、身体的拘束の決定

## ◎どんなことが解決されたのか？？

- ・現在の資産状況を高齢者支援センターと確認したうえで困窮状態であるとみられたため生活福祉課へ相談。生活保護申請をしたところ、必要性が認められ現在は保護が決定となった。
- ・生活福祉課とご本人様との面談時に第三者の立合いとして依頼されたため同席。今後の生活の中で変化があった際にはすぐにご連絡することなどをお約束し連携を取っていくこととなった。
- ・身元保証人が確保できたことで入院、手術時、転院等の対応が可能となり治療が再開できるようになった。

<b>〇様 男性 86歳</b>	家族状況（同居の有無など） 今までキーパソンであった弟が亡くなり、他に親族は近くにいるも協力を得られない
心身健康状況 要介護3 現在ショートステイ利用中	経済状況 年金 約15万円/月 預金 なし

## 内容

担当ケアマネジャーよりご相談。これまで金銭管理や身の回りのことをしてくれていた弟が急に亡くなり、姪にお願いすることになっていたが、姪から今後の関わりについて対応できないとの申し出があったため、金銭管理をお願いしたいとのご相談であった。

〇様は住宅型有料老人ホーム入居される前は多額の預金があった。しかし、入居と同時に金銭管理をしていた兄弟たちにパチンコや車の購入などに自由に使われるなどが続いていた。それでも弟が看取りまで世話をしてくれると信じていたため何も言えずにいたところ、突然の弟のご逝去。それを機に預金が一切なくなっていたことに気づいた。預金通帳も2冊あったようだが1冊紛失しており年金が入るもの以外手元に戻ってこなかった。

契約を行う前に姪(弟の子)、30年以上疎遠であった妹(Aさん)、ケアマネジャーと4者で今後についての話し合いを行った。姪、妹ともに今後一切協力はできないとのご意向であった。日本サンライフとの契約費用について自分たちは金銭的にも支援できないので年金の中でやりくりしてほしいとお話しであった。〇様の現状として預金もなく、年金も15万円/月と施設費用や生活費で厳しい状態ということもあり保証費用を減免して対応することとし身元保証と金銭管理をサポートすることとなった。

別の日、妹(Aさん)からのご連絡が入る。考えが変わり、姉の葬祭費用は負担することで今後一切は関わりたくないのですべてをお任せしたいとお話であった。ケアマネジャー同席のもと契約内容の確認を行い、ご逝去後までご支援させていただくこととなった。

現在は各種手続きの立ち合い、代行を支援することで、ケアプランに沿った支援が可能となり住宅型有料老人ホームから出てショートステイを利用し特養の空きを待ちながら生活されている。金銭管理を行うことで少しずつだが貯金もできるようになった。

## ◎日本サンライフ終身身元保証協会に対応できること・できないこと

できること：《身元保証サポート》サービス等契約時の保証、連帯保証

《財産管理サポート》金銭管理 立替え支払い

《葬送支援サポート》遺体の引き取り、葬儀代行

《日常生活支援サポート》緊急時の対応、通院付き添い、買い物代行、行政等の各種手続き代行、各種支払い代行

できないこと：医療侵襲行為、身体的拘束の決定

## ◎どんなことが解決されたのか??

・金銭管理(財産目録や出納帳作成での管理)を行うことで貯金もできるようになり生活基盤が安定した。

・第三者が関わることで、現状が明るみになり相続、本人の意思を明確にすることで今後の支援の在り方の基準を確認できた。

・ケアマネジャー、入居施設と連携が図れたことで手続きを保証人が代行作成できるようになったことでケアプランに沿ったスムーズな支援の提供が可能となった。

・身元保証人、緊急時対応、ご逝去後の対応が明確になったことで入居施設の選択肢が広がり現在の希望、収支に見合った施設への申込みができた。

<b>U様 84歳 男性</b>	家族状況（同居の有無など） 妻（重度認知症）との二人暮らし 長男は音信不通 二男は昨年ご逝去
心身健康状況 膵臓癌で入院中 年相応の物忘れあり	経済状況 年金18万円/月 持ち家の住宅ローンが350万円残っている
<b>内容</b> <p>医療連携室よりご相談。U様はR元年11月頃、自宅で急に腹痛訴え、救急搬送された後、検査の結果膵臓癌と診断されそのまま入院となった。他にも低栄養や貧血と分かり、症状改善後に手術を行っていきたいと、本人、担当医との方針であった。しかし、家族は重度認知症の妻だけで身元保証人になることは困難な状態で、他に頼れる親族がいないため入院の際には保証人不在。また、妻は重度の認知症で、物忘れがひどく、直前の事も覚えていない、突然怒り出し興奮して物を投げつける等、不穏状態が続いていたが、U様が家の中に他人が入るのを嫌い、またサービスを使うと費用がかかるからと公的なサービスは利用できずにいた。そのためU様の入院で妻の自宅での生活継続は困難となり、専門科への保護入院となった。</p> <p>さらには、昨年ご子息が入院してすぐに亡くなっており、病院に対する不信感が強く、妻の入院にも不満であった。経済状況は、年金は十分にあるものの、住宅ローンがまだ残っていたため、自宅を売って月々7万円のローン返済、借金を無くしたいが価値がないだろうと不安を募らせていた。U様は、もし自分に万が一のことがあれば妻が困ると心配しており、ご本人・医療連携室依頼のもと、身元保証、成年後見制度の利用について説明を行った。後見人制度については二男の時に利用したが、申し立てまでに手続きが大変だったこと、自分が思うように後見人が物事が進めなかったことなどを理由に不満があり利用したくないとの事。相談後、金銭的な不安があるとのことから、ご本人様承諾のもと提携不動産会社に自宅の査定をして頂いた所600万程の価値があり売却可能との事前確認ができ、金銭的な不安は解消された。その後、術後の万が一の際やこれからのご自身や妻の生活を考え、ご夫婦での身元保証・財産管理・葬送支援・日常生活支援・相続手続の契約を締結する事となった。</p> <p>現在、無事に膵臓癌の手術を終え術後の経過は良好であるが、他に転移が見つかり予想以上の進行が認められ、今後の治療方針を再検討している。妻は介護申請し、穏やかな入院生活を送っている。家の住宅ローンについては、提携する司法書士をご紹介して相談中。</p>	

## ◎日本サンライフ終身身元保証協会に対応できること・できないこと

- できること：《身元保証サポート》入院時における連帯保証人、術前説明の同席、手術の立会、医師からの術後の説明をきく、生活相談、面会し状況確認
- 《財産管理サポート》金銭管理、立替支払い
- 《葬送支援サポート》遺体の引き取り、葬儀代行
- 《日常生活支援サポート》緊急時の駆けつけ対応、受診の付添い、買い物代行、行政等の各種手続き代行、各種支払い代行、私用の代行や必要品の手配
- 《相続手続サポート》提携する司法書士等の専門家を紹介、遺言書の作成及び保管、遺言執行者の引き受け
- 《成年後見サポート》成年後見制度の提案、提携する司法書士等の専門家の紹介

できないこと：医療侵襲行為、不動産の売却、ご本人様に代わっての意思決定

## ◎どんなことが解決されたのか??

- ・身元保証人が確保されたことで手術を受けることが可能となった。病院から手術前後の説明時に立ち会いを依頼されたため同席。共に説明を聞いたことで手術時の立ち会いも行った。
- ・身元保証人が日常生活対応、ご本人様に代わって妻の支援が可能になり心配事が軽減され、治療に専念できるようになった。
- ・不動産会社、司法書士など、専門家が介入したことで、金銭的な不安が解消された。
- ・入院中で妻や自身の行政などの手続きができずにいたが、手続き代行を行ったことで年金が止まることもなく、介護申請も行うことができた。

# 支援を受ける前に

## ①要望の整理をしましょう

・ご自身やご家族の方は何に対して不安を抱いているのでしょうか？  
契約する前に本当に必要なことを見極めましょう。

また、本人の言質、発言どおりにすることだけが最良であるとは限りません。本人の生命、健康、財産を守るため、時には本人が希望しないことが必要になる場合もあります。

## ②支援制度やサービスの内容を確認しましょう

・高齢者サポート事業のサービス内容や支援制度の支援内容は本当に要望に沿ったもののでしょうか？

相談する事業所によって提供されるサービス内容は異なります。事業所によっては要望に沿えない内容があるかもしれません。

しっかり確認し、書きとめておきましょう。



# 支援を受ける前に

## ③支払い能力の見極め

- ・お金の心配はありませんか？

高齢者サポートサービスや支援制度は有料のものがほとんどです。

その支払い方法も、サービスを受けるたびに支払うものや毎月支払うもの、入会金だけ支払うもの等さまざまです。

ムリをしてお金を払って、その後の生活が苦しくなることが無いよう、収入や支出の状況から考えましょう。

## ④リスクへの備え

- ・ご自身のされている契約内容をだれが把握していますか？

もしものときは、せっかくの備えを周りの人に伝えることができなくなる場合があります。そうならないよう、だれに、どのようにして支援契約内容を伝えるか考えておきましょう。契約しているサービス内容と連絡先をどこかに掲示しておくなど、方法はさまざまです。



# まとめ

今日は成年後見制度や信託、身元保証についてお話しさせていただきました。

- ・**成年後見制度**は判断能力が衰えた方を保護し支援する制度です。

後見開始までそれなりの時間と費用がかかるため、前もって相談、準備しておきましょう。

- ・**信託**は自分の財産を信用できる人に託し、自分が決めた目的に沿って管理・運用してもらう制度です。

取扱額によっては手数料や報酬が高額になる場合もあるので専門家に事前に相談しましょう。

- ・**身元保証**は主に一人暮らしで身寄りのない高齢者を対象として、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスです。

さまざまなニーズに応えるため、サービス内容も多種多様です。要望に沿ったものを選びましょう。

いずれの制度やサービスにおいても、いざ必要になってからでは思ったような支援を受けられなかったり、選択肢が少なくなったりします。

将来への不安を解消し、穏やかにこれからを過ごすためにも、早めに備えを整えておくのが必要なのではないでしょうか。



本日はご清聴、ありがとうございました。

この度の講演内容を皆さまのこれからの生活にお役立ててください。

なお、身元保証についてのご相談はお気軽に下記の連絡先にお問い合わせください。

一般社団法人  
日本サンライフ終身身元保証協会

フリーダイヤル 0120-116-561

